

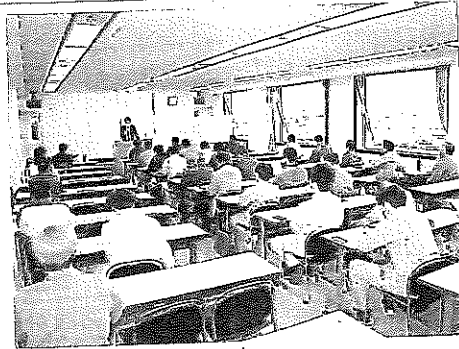
協設電県

37人が特別教育を修了

低圧業務の労災防止へ

熊本県電設業協会（岩崎裕会長）の低圧電気取扱業務特別教育が14日、熊本市の流通情報会館であり、会員企業の技術社員ら37人が7時間の規定教育を修了した。交流600V以下、直

流750V以下の低圧電気の業務を行う場合、経



済産業省所管の電気工事士の資格取得者であつても厚生労働省の労働安全衛生法に基づく特別教育の修了が義務付けられている。

講師を務めた小林電工の小林幸治社長は、低圧電気や安全作業用具の基礎知識、活線作業の方法、関係法令などを解説し、「労災防止、安全の確保のため、現場では二重チェックをしてほしい」と訴えた。